

# 長崎県文化活動指導者等 人材リスト登録案内

長崎県教育委員会では、児童生徒の文化活動の指導者等不足を解消するため、文化部活動等の指導や指導の補助にご協力いただける方を募集し、「長崎県文化活動指導者等人材リスト」を作成します。

## 1 「長崎県文化活動指導者等人材リスト」とは？

県内の公立学校（小・中・高等学校・特別支援学校など）の文化部（吹奏楽部、合唱部、美術部など）や地域文化クラブの指導等に協力いただける方を「文化活動指導者等」の候補者としてリストに登録し、県や市町教育委員会を通して、文化活動の指導者を探している公立学校や地域文化クラブ活動の運営団体に情報提供するものです。

「指導経験がない」「指導する活動の専門的な教育を受けていない」「一人で指導する自信がない」といった方も登録いただけます。

## 2 応募資格

次の（１）または（２）に該当し、（３）（４）の要件を満たす方

- （１）指導する活動の知識・技能がある。（資格等の有無は問いません）
- （２）指導する活動の指導経験がある。（指導経験の期間・回数や指導実績は問いません）
- （３）１８歳以上である。
- （４）過去の指導において、体罰、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等その他の指導者として不適格と認められる行為を行ったことがない。

## 3 応募方法

右のQRコードもしくは下のURLから申請システムにアクセスし必要事項を入力してください。

[https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=2177](https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2177)



※ 申請システムへの入力ができない場合は、「問い合わせ・お申し込み」のURLから登録申込書をダウンロードし、郵送又はFAX送信してください。

## 4 応募から任用まで

- (1) 申請システムによりお申込みください。
- (2) 県教育委員会が、応募内容を確認の上、「長崎県文化活動指導者等人材リスト」に指導者等の候補者として登録し、応募者に連絡します。
- (3) 県教育委員会が作成した「長崎県文化活動指導者等人材リスト」を市町教育委員会と共有します。
- (4) 県教育委員会及び市町教育委員会は、指導者を探している学校や地域文化クラブ活動の運営団体からの照会に対し、登録者の情報を提供します。
- (5) 各教育委員会、もしくは登録者の情報提供を受けた学校や地域文化クラブ活動の運営団体が、登録者へ任用についての連絡・相談をさせていただきます。
- (6) 勤務条件等を確認し、選考の上、任用となります。
- (7) 条件や資格等を満たす場合は、部活動指導員や外部指導者、地域クラブ活動の指導等として任用させていただく場合もあります。

## 5 その他

- 登録情報については、県教育委員会と市町教育委員会で共有しますが、学校文化部活動及び地域文化クラブ活動の指導者を配置するために使用するものであり、目的外では一切使用しません。
- 登録者が必ず任用されるわけではないことにご留意ください。
- リストへの登録期限については、申し出がない限り、引き続き登録します。
- 公立学校の教師等（常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む。）の方が、報酬を伴う地域文化クラブ活動の指導者として任用されるためには、所属する学校の設置者である教育委員会から兼職兼業の許可を得る必要があります。

## 6 問い合わせ・お申し込み

長崎県教育庁 学芸文化課 教育文化班

住 所：〒850-8570 長崎市尾上町3-1

電 話：095-894-3385 FAX：095-824-1344

ホームページ：「[長崎県学芸文化課](#)」で検索

（申請システムへのアクセス、登録申込書のダウンロードができます。）